

資料4



下水道事業の経営見通しについて

令和7年5月27日（火）

令和7年度第1回千葉市下水道事業等経営委員会

1 前回改定(令和6年4月)からの経緯

○前回の使用料改定

令和6～7年度までの資金不足額は約19億円だったが、物価高騰における市民生活の影響等を考慮し、令和5～7年度の電力価格高騰による影響分(約5.4億円)は、一般会計から繰入することとした。

一般会計繰入後の令和6～7年度までの資金不足額: **約14億円** ⇒ 令和6年度改定率: **5.4%**

※一般家庭1か月あたり20m³使用料: **+105円**(改定前2,035円→改定後2,140円)

この時点の推計では、令和8～9年度までの資金不足額: **約17億円** ⇒ 令和8年度改定率: **6.0%程度**

資金不足を拡大させる主な変動要因

- 【1】千葉県流域下水道事業に係る維持管理負担金の単価引き上げ
- 【2】処理場・ポンプ場の維持管理に係る人件費(労務単価)の上昇
- 【3】企業債借入金利のさらなる上昇による支払利息の増加

○令和6年12月時点(前回経営委員会)での試算

令和8～9年度までの資金不足額: **約17億円→約43億円に拡大** ⇒ 令和8年度改定率: **15%程度**

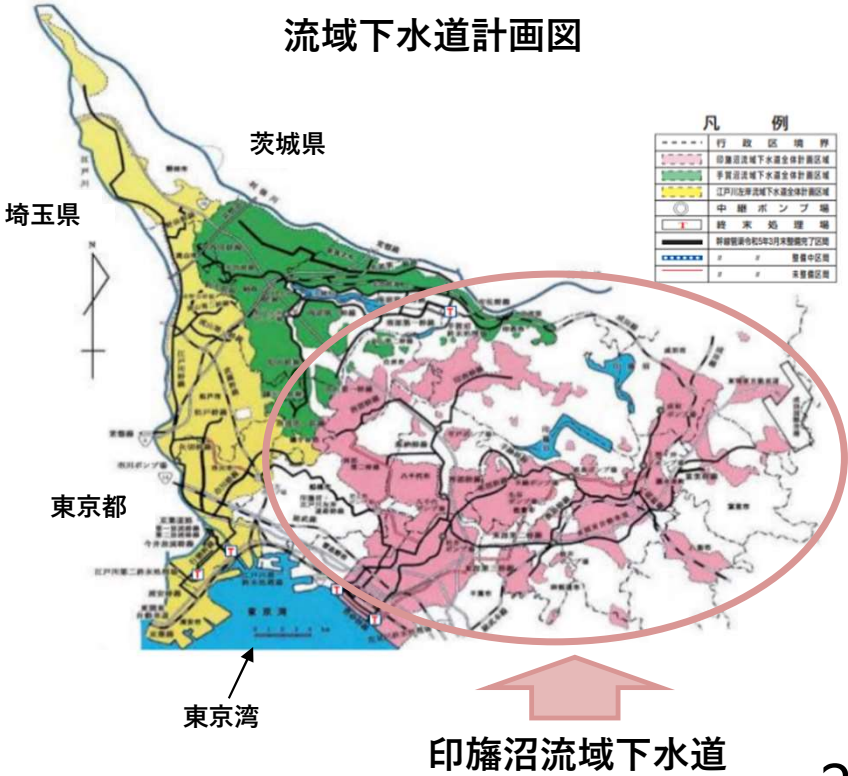
※一般家庭1か月あたり20m³使用料: **+320円**(改定前2,140円→改定後2,460円)

(参考) 県に支払う維持管理負担金について

維持管理負担金とは

- ◆ 県が運営する流域下水道事業に係る維持管理に必要な費用を **千葉県と関係市町で負担** するもの。
- ◆ 本市では、花見川区、稲毛区と美浜区の一部などについて、**印旛沼流域下水道**として污水处理を行っている。
- ◆ 本市の下水道計画区域面積の**約36%**を占めている。
- ◆ 負担金額は**単価×流入汚水量**で計算され、単価が概ね**5年に1回改定**される。

流域下水道	印旛沼流域	手賀沼流域	江戸川左岸流域
関係都市名	12市1町 千葉市・成田市・佐倉市・船橋市・八千代市・鎌ヶ谷市・習志野市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町	7市 我孫市・柏市・流山市・松戸市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市	8市 市川市・松戸市・流山市・野田市・柏市・船橋市・浦安市・鎌ヶ谷市
ポンプ場	11カ所	1カ所	3カ所
終末処理場	花見川終末処理場 (千葉市) 花見川第二終末処理場 (千葉市・習志野市)	手賀沼終末処理場 (我孫子市・印西市)	江戸川第一終末処理場 (市川市) 江戸川第二終末処理場 (市川市)
処理場面積	花見川 (21ha) 花見川第二 (24ha)	40ha	江戸川第一 (30ha) 江戸川第二 (26ha)
管渠延長	全体計画217.6km 供用166.4km	全体計画88.3km 供用88.3km	全体計画115.5km 供用105.0km
着手年度	昭和43年度	昭和46年度	昭和47年度
全体事業費	3,870億円	2,310億円	3,820億円



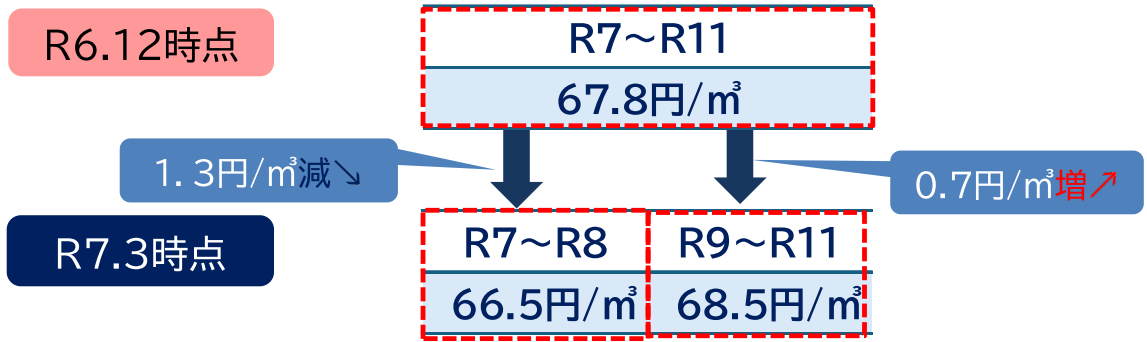
2 前回経営委員会からの変更点

- ◆ 県への要望によって、最終的に当初提示された単価より4円/m³ 減少
- ◆ R7.3に、5年間同一単価⇒2段階単価に変更され、資金不足額が84百万円 減少(R7～R9末時点)。

●県から提示された単価の変遷

	R6.12時点		R7.3時点	
【参考】R6単価	R7 1回目提示	R7 2回目提示	R7 3回目提示	R7 最終
60.8円/m ³	70.5円/m ³	69.6円/m ³	67.8円/m ³	66.5円/m ³

●R6.12時点からの変更点



●R6.12時点と比較したR7～R9の維持管理負担金の変動額

	R7	R8	R9	計
①【R6.12時点】負担金	3,018百万円	3,032百万円	3,049百万円	9,099百万円
②【R7. 3時点】負担金	2,960百万円	2,974百万円	3,081百万円	9,015百万円
③負担金の変動(②-①)	△58百万円	△58百万円	32百万円	△84百万円

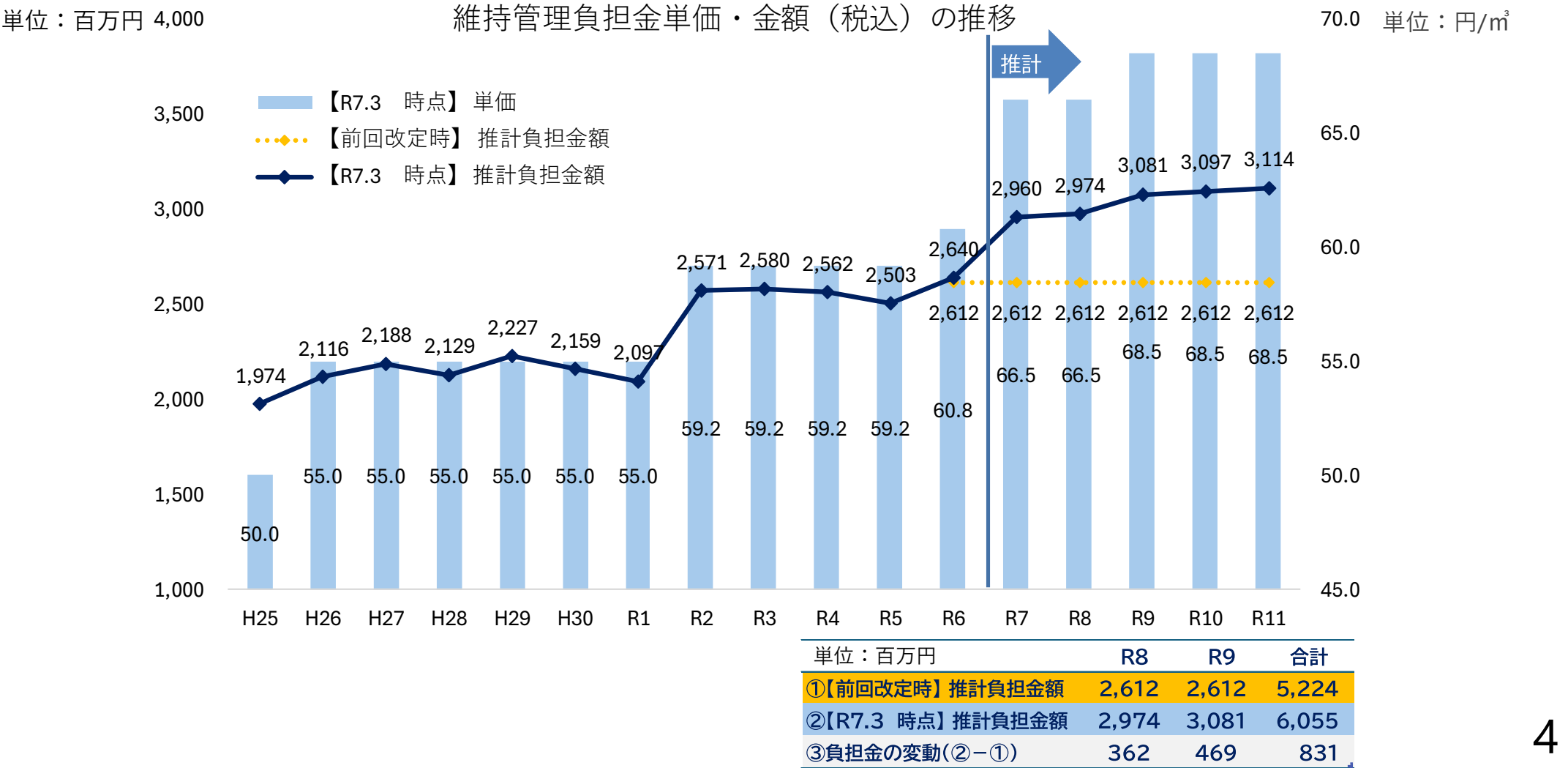
県への要望の結果
最終的に当初単価より
4円/m³減

5年間同一単価
↓
前半2年間同一
後半3年間同一

県への要望の結果
R7～R9の3年間で
84百万円を削減

3 千葉県に支払う維持管理負担金の引き上げ

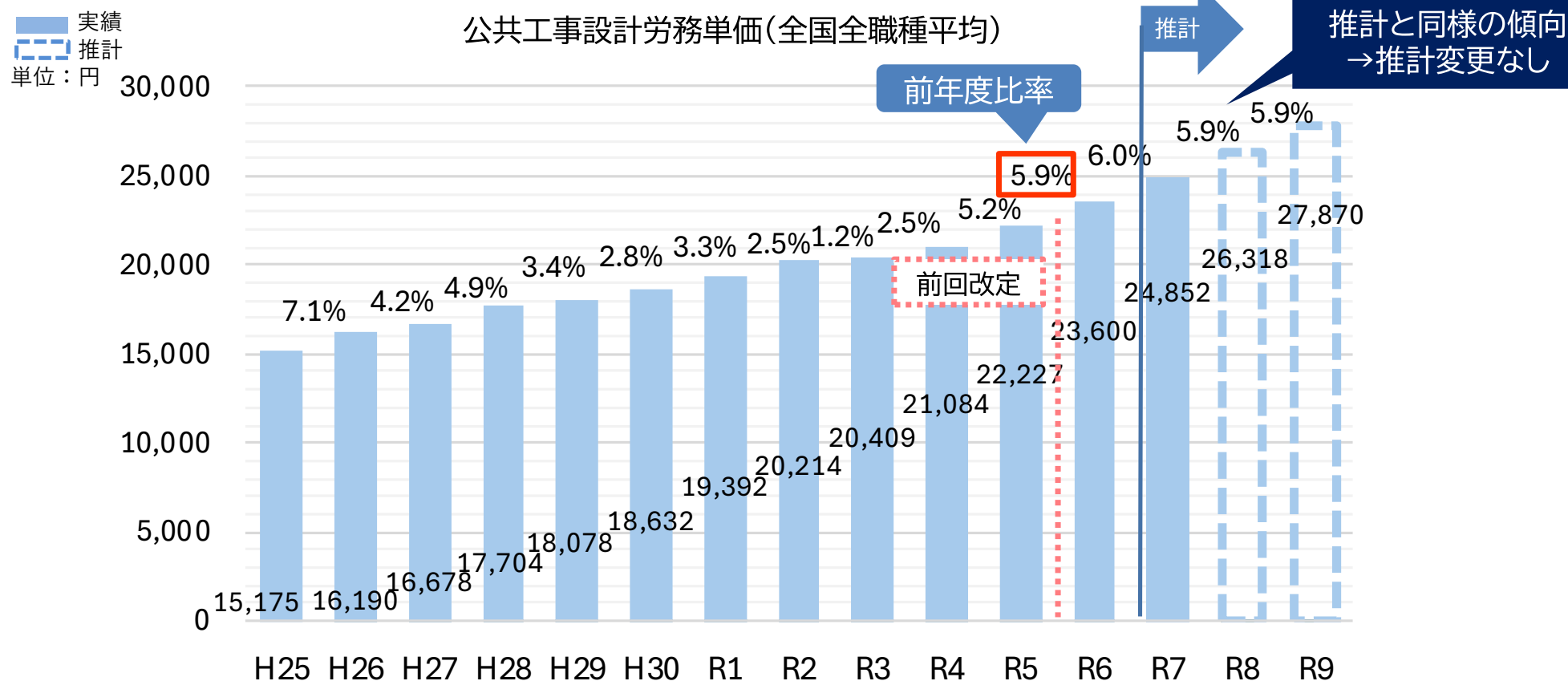
◆ 前回改定時推計と比較し、年間約3.6億円～約4.6億円の負担増



4 処理場・ポンプ場の維持管理に係る人件費(労務単価)の上昇

変更なし

- ◆ 包括委託の人件費は、令和7年以降、毎年5.9%(※)増加していくと推計
- ◆ 令和7年2月に国から発表された労務単価の前年度比率は6.0%で、同じ傾向が続いているため推計方法の変更は行わない。

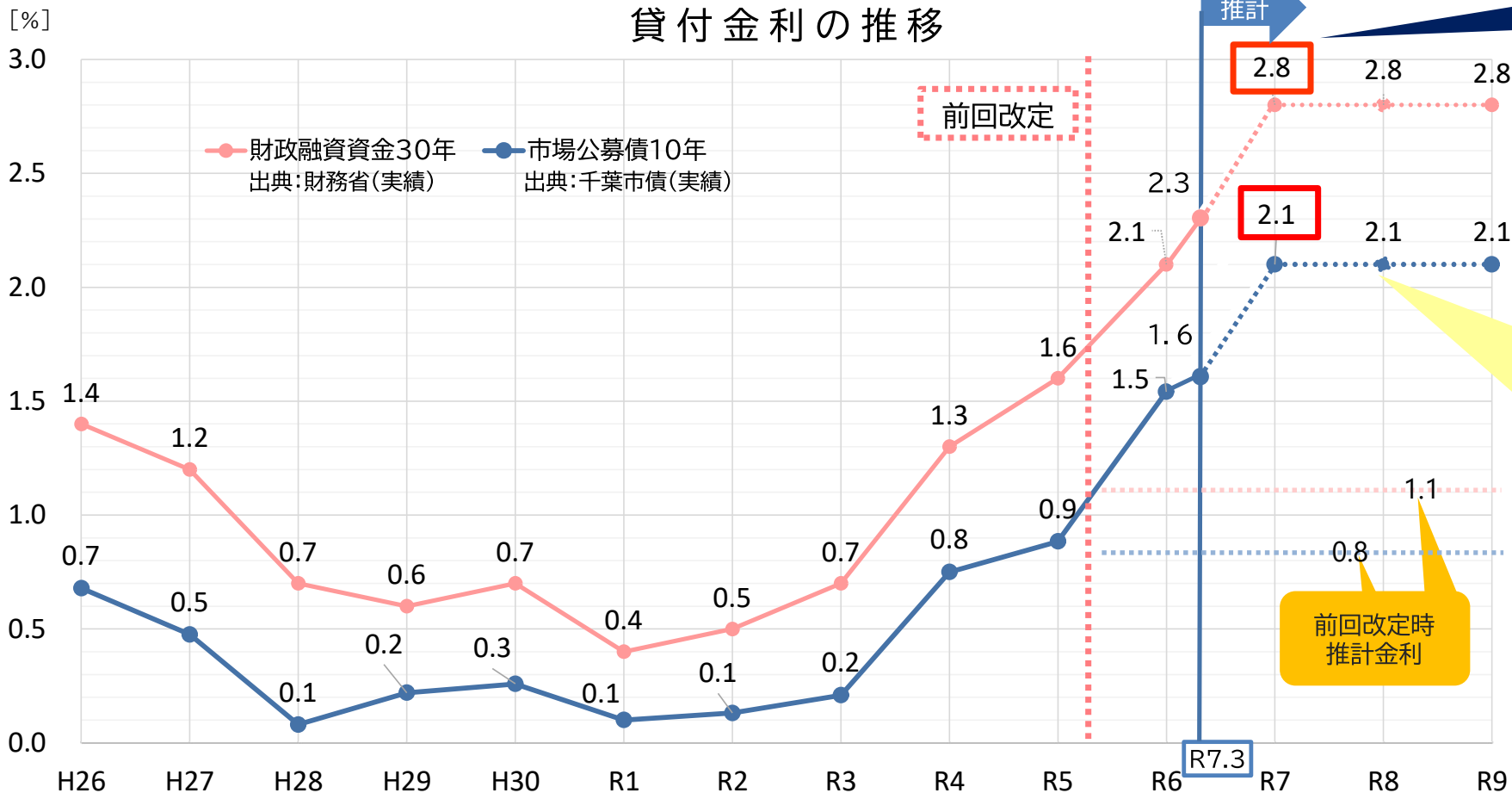


(※)公共工事設計労務単価は、国交省等で、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を職種ごとに調査し決定される。

5 企業債借入金利の上昇による支払利息の増加

変更なし

- ◆ 企業債借入金利は、令和7年度市想定金利を採用し、30年債は2.8%、10年債は2.1%が続くと推計
- ◆ R7.3時点で市想定金利に近づいてきているため、推計方法の変更は行わない。



推計と同様の傾向
→推計変更なし

財務省「令和7年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の積算金利(※)で10年債はR7～R10年度の間に2.0%の金利が続くと試算している。

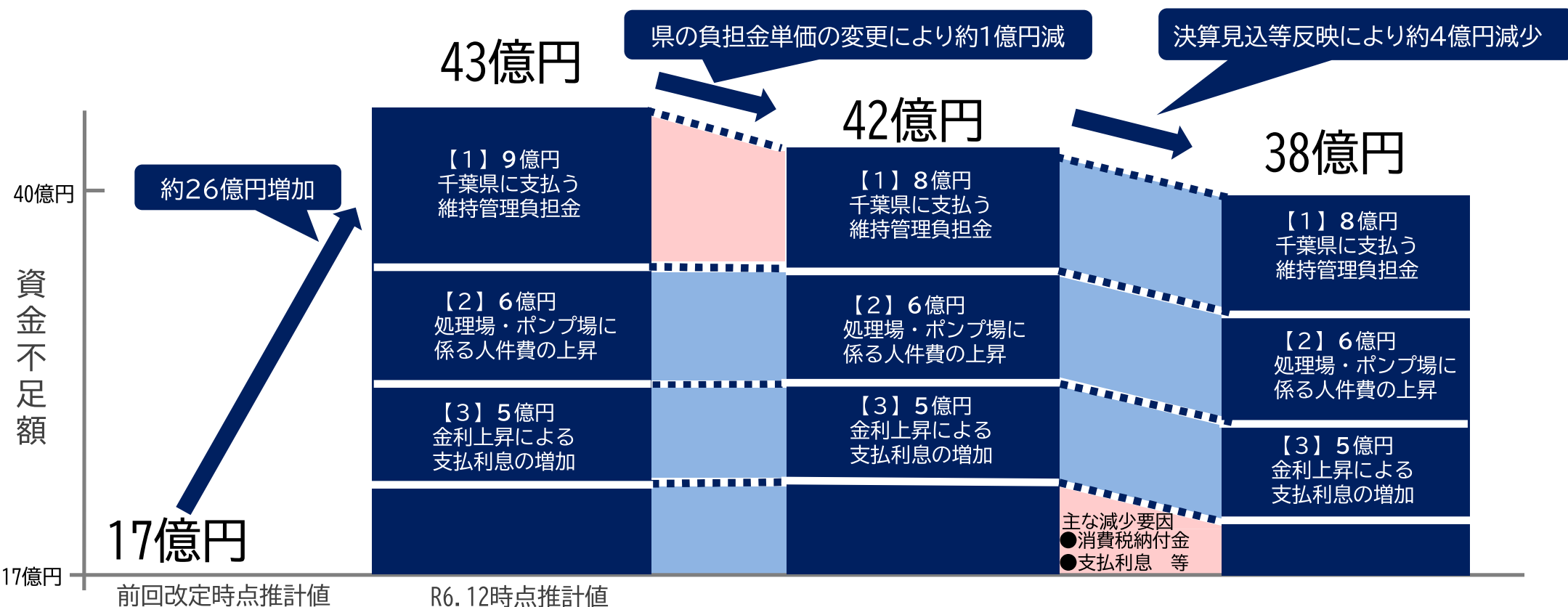
(※)積算金利とは、国が予算をつくる上で、国債の償還や利払いにあてる国債費を計算する際に、仮置きする金利。

R7.3時点
●30年債:2.3%
●10年債:1.6%

前回改定時
推計金利

6 令和8～9年度における前回推計との比較(資金不足額)

- ◆ 千葉県に支払う負担金が約1億円減少したことにより、令和8～9年度までの資金不足額が約42億円となった。
- ◆ さらに、令和6年度決算見込等の反映により、令和8～9年度までの資金不足額が約38億円となった。



7 経費節減の取り組み

- ◆ 経費節減の取り組みにより、令和8～9年度までの資金不足額が約1億円減少

維持管理費の削減

● 汚泥処分費の削減

- ・汚泥焼却炉2基を固形燃料化施設へ更新することによる(R8～1基分、R11～2基分)

対象期間	削減効果額
令和8～9年度	46百万円
令和8年～14年度(7年間)	237百万円

令和8～9年度削減効果額:約1億円



資金不足額38億円→37億円に減少
※令和10～14年度削減効果額:約3億円

● 管路の維持管理費の削減

- ・管路の包括的民間委託の業務拡大

対象期間	削減効果額
令和8～9年度	51百万円
令和8年～14年度(7年間)	180百万円

8 経費節減を反映した収支推計結果と必要な改定率

- ◆ 令和8～14年度までの中長期経営計画期間における資金不足額は、約136億円
- ◆ 令和8～9年度までの使用料算定期間における資金不足額約37億円が見込まれ、令和8年度に必要な改定率13.60%

1 中長期経営計画期間(令和8～14年度)における資金不足額 (単位:百万円)

令和8～9年度	令和10～14年度
約37億円不足	約99億円不足
合計 約136億円不足	

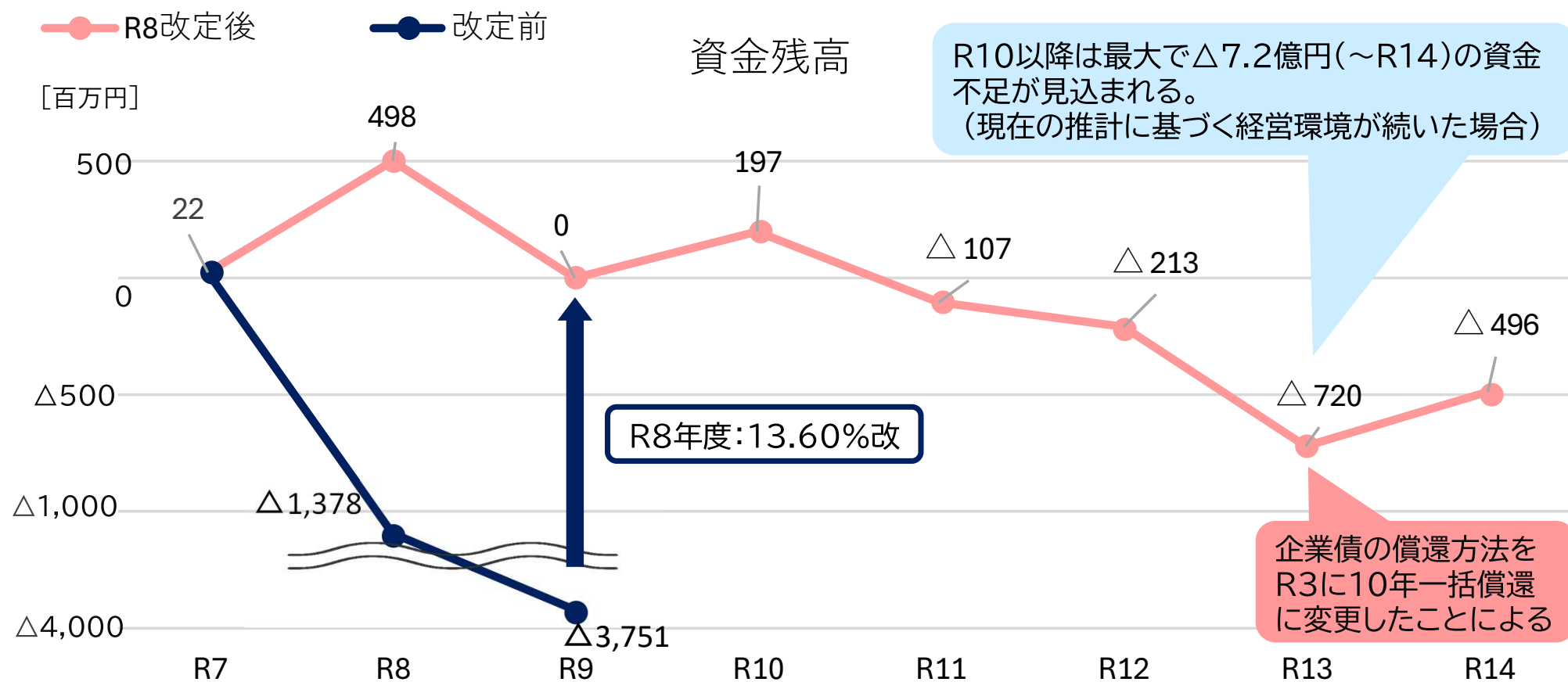
※現在の推計に基づく経営環境が続いた場合

2 使用料算定期間(令和8～9年度)における資金不足を補う改定率

○令和8～9年度までの資金不足額: **約37億円**⇒令和8年度に必要な改定率: **13.60%**
※一般家庭1か月あたり20m³使用料: +288円(改定前:2,140円→改定後2,428円)

9 改定後の資金残高の推移

◆ R8年度に13.60%改定した場合の資金残高の見通し。



10 本市の下水道使用料体系

料金表(1か月)

税抜

種別	区分	汚水排除量 (m ³)	単価 (円)
一般汚水	基本使用料	—	611
	従量使用料	1～5	15
		6～10	18
		11～20	117
		21～30	161
		31～50	199
		51～100	242
		101～500	282
		501～1,000	314
		1,001～2,000	348
		2,001～	379
浴場汚水	—	1m ³ 当	10
供用汚水	—	1m ³ 当	75

単価が累進的に上昇

【一般汚水（一般的な汚水）の使用料体系】

- ・ 定額の「基本使用料」
 - ・ 汚水排除量に基づく「従量使用料」
- 組み合わせて使用料を決定（二部使用料）

※「従量使用料」は汚水排除量が多いほど単価が高額になる累進制を採用
 （本市累進度4.9 政令市平均4.5 県内平均2.8）
 累進度計算式 最高単価÷（10m³使用料÷10m³）

【算定例：汚水排除量1か月あたり20m³の場合】

- ①基本使用料 611円
 ②従量使用料（15円×5m³）＋（18円×5m³）＋（117円×10m³）
 ①＋② ＝ 1,946円（税抜） ⇒ 2,140円（税込） ※2か月毎請求

【浴場汚水】 公衆浴場からの汚水に適用

【共用汚水】 給水装置を共同して使用する場合に適用

11 料金表の考え方

料金表改定案の考え方

- 各区分の使用者の負担感が公平になるように、可能な限り改定率を均等にする。
- 使用料全体に占める基本使用料の割合については、他政令市の平均(26%)を鑑み、現行(25%)と同程度とする。
- 累進度については、現行(4.9)以上とはせず、同程度とする。

上記の考え方を反映し、試算した結果

一般家庭(20m³／月)の使用料(税込み)

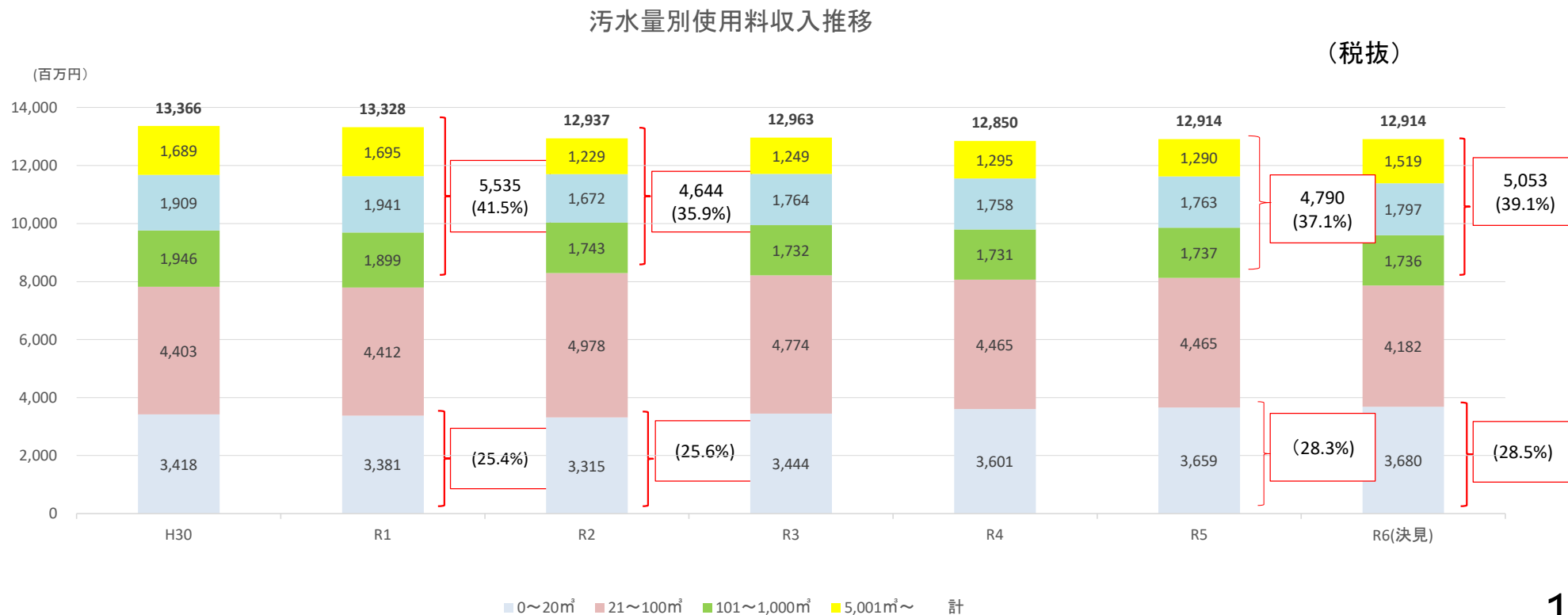
現行 2,140円／月 ⇒ 改定後 2,428円／月

改定額288円／月

2か月ごとに水量を検針し、検針の翌月に請求している。

12 使用料収入の状況

- ・ 100m³超／月の大口使用者が、使用料収入では4割弱を負担。(件数ベースでは全使用者数の1%未満)
- ・ 100m³超／月の使用者からの使用料収入は、コロナ禍では有収水量の減以上に減少した。(R1～R5: △13%)
⇒累進度が比較的高い使用料体系であるため、水量の多い使用者の動向に影響を受けやすい。
- ・ R6は緩やかに回復傾向の見込みだが、コロナ前の水準には達していない。(R1～R6: △9%)



(参考)他団体の改定状況

政令指定都市

	改定率	改定時期
札幌市	6.45%	平成9年4月
東京都	8.40%	平成10年4月
北九州市	18.20%	平成11年11月
横浜市	9.90%	平成12年1月
名古屋市	20.70%	平成12年1月
京都市	18.64% →△3.00%	平成13年4月 平成25年8月
大阪市	15.60%	平成13年6月
仙台市	9.50%	平成14年6月
川崎市	8.70%	平成16年4月
新潟市	15.60%	平成16年7月
福岡市	7.40%	平成17年6月
熊本市	18.54%	平成17年11月
堺市	15.00% →△1.30%	平成18年4月 平成29年10月

	改定率	改定時期
静岡市	3.30%	平成18年6月
岡山市	8.30%	平成20年4月
広島市	3.82%	平成20年7月
相模原市	10.40%	平成25年4月
さいたま市	21.60%	平成26年6月
浜松市	12.90%	平成29年10月
神戸市	7.00%	令和2年4月
千葉市	5.40%	令和6年4月

名古屋市 **令和7年10月料金改定予定**
改定率 **11.5%**
※ 定例議会による

札幌市 **令和8年度以降料金改定検討**
川崎市 **令和8年度以降料金改定検討**
※ 現在、審議会で審議している。改定率は不明。

千葉県内（令和以降）

	改定率	改定時期
船橋市	6.40%	令和2年7月
我孫子市	12.63%	令和4年4月
大網白里市	14.60%	令和4年4月
市川市	5.60%	令和5年4月
四街道市	18.00%	令和5年4月

酒々井町（令和7年7月改定予定）**25.3%**
館山市（令和7年10月改定予定）**28.0%**
※ 定例議会による

市原市 **令和7年度料金改定予定**
改定率 **16.87%**
※ 市原市下水道事業審議会答申による

流山市 **令和8年度料金改定予定**
改定率 **15%程度**
※ 現在、審議会で審議している。

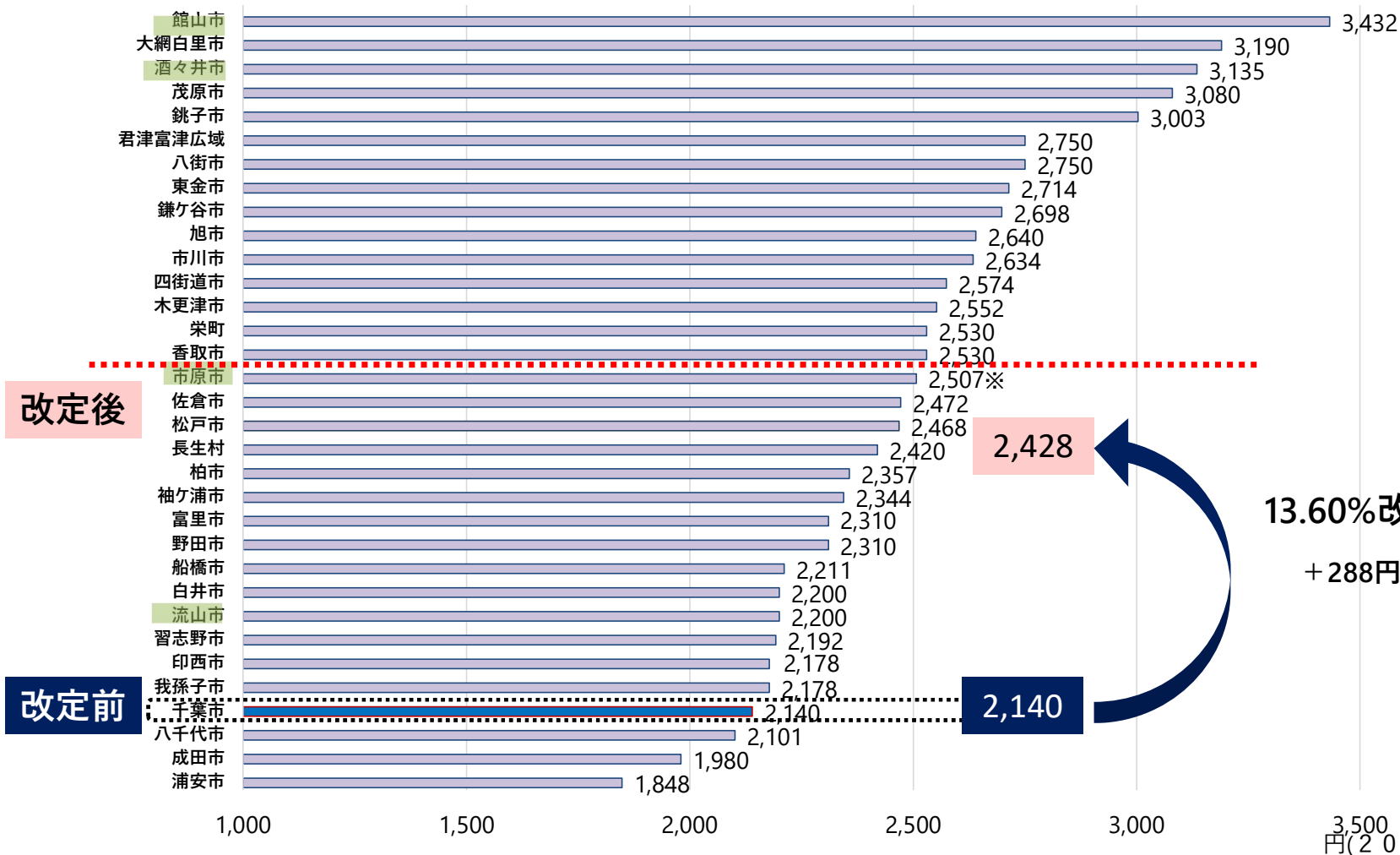
(参考)使用料水準の他団体比較①

県内他市

1 か月当たり 20 m³使用料 (一般)

令和7年4月1日現在 (税込)

※ 下水道事業を行っている千葉県内の市町村



館山市、酒々井町、市原市
改定率 (予定) を反映

※ 市原市は予定改定率から試算

千葉県平均: 2,507円

33市町村中 19位
千葉市: 2,428円

33市町村中 30位
千葉市: 2,140円

(参考)使用料水準の他団体比較②

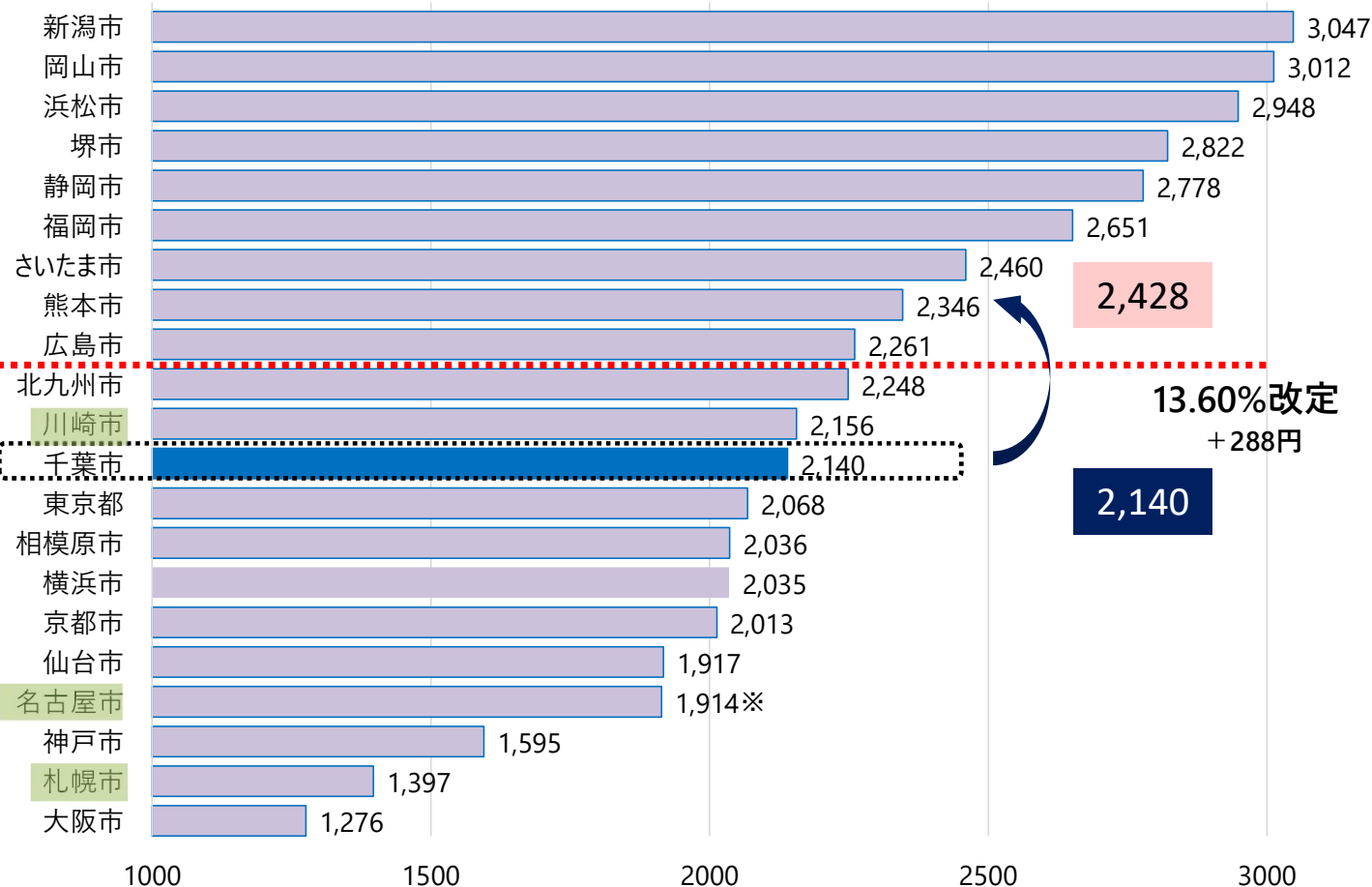
政令指定都市

令和7年4月1日現在（税込）

1か月当たり20m³使用料（一般）

改定後

改定前



名古屋市
改定率（予定）を反映

政令市平均：2,253円

21都市中8位
千葉市：2,434円

21都市中12位
千葉市：2,140円

円(20m³/月)